

第46回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年3月28日（木曜日）
午前10時30分 受付開始 午前10時

開催場所

東京都新宿区新宿二丁目4番3号
株式会社ソリトンシステムズ 本社 7階セミナールーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名
選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第46回定時株主総会招集ご通知 …	1
事業報告……………	6
連結計算書類……………	24
計算書類……………	27
監査報告……………	30
株主総会参考書類……………	38



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけ
ます。
<https://p.sokai.jp/3040/>



株式会社ソリトンシステムズ

証券コード：3040

証券コード 3040
2024年3月12日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目4番3号
株式会社ソリトンシステムズ
代表取締役社長 鎌 田 理

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第46回定時株主総会を下記により開催しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第46回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.soliton.co.jp>
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」
「株主総会資料」を順に選択していただき、ご確認ください。)



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）と三井住友信託銀行のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の手順にてご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
銘柄名（ソリトンシステムズ）または証券コード(3040)を入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類／PR情報」の「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。



三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル[®]） <https://www.soukai-portal.net>
同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕
パソコン、スマートフォン等から当社指定の議決権行使ウェブサイト
(<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2024年3月27日
(水曜日) 午後5時30分までに議決権を行使してください。

〔書面による議決権行使の場合〕
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2024年3月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日)午前10時30分
2. 場 所 東京都新宿区新宿二丁目4番3号
株式会社ソリトンシステムズ 本社 7階セミナールーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第46期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。
従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
② 計算書類の「個別注記表」
- なお、上記①及び②は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・インターネットと議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにごその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会当日のライブ配信につきまして

当日の様子は、インターネットのライブ配信を通じて、ご覧いただくことができます。

■視聴URL取得ページ

<https://soliton-seminar.com/kabunushi/>

ブラウザは、「Google Chrome」または「Safari」の最新バージョンをご利用ください。

①株主番号 と ②郵便番号 を入力の上、表示される視聴URLからアクセスしてください。

スマートフォンを利用して右の「QRコード」を読み取り、アクセスすることも可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



配信開始は、2024年3月28日（木）10：30を予定しております。

※ご注意事項

1. ライブ配信をご視聴の株主様は、株主総会に「出席」したものとは取り扱われません。また、当日の採決に参加しての議決権行使を行うこともできませんので、事前にインターネットまたは書面による議決権行使をお願いいたします。
2. 通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が悪化、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性がありますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。
3. ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。
4. 当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
5. ライブ配信においては、コメントを送信することができます。ただし、株主総会にご出席の株主様からのご質問に優先的に回答することを予定しており、コメントを頂戴しても、これを紹介できない場合がございます。また、上記のとおりライブ配信をご視聴の株主様は株主総会に出席したものとは取り扱われませんので、コメントの送信は、株主総会における正式な質問とは取り扱われず、また、コメントの送信によって動議を提出することもできません。以上、あらかじめご了承をお願い申し上げます。
6. ご視聴方法等に関するお問い合わせ

電話番号：03-5360-3844

【受付時間：平日9：30～17：00】



議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使いただくには、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席いただく方法

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年3月28日(木曜日)
午前10時30分



書面(郵送)で議決権を行使いただく方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年3月27日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使いただく方法

5頁のご案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月27日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 票

御中

××××年 ×月××日

株主総会ポータルサイト
ログインQRコード
ID・パスワードは不要

見本

○●○●○●

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者について反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

議決権行使書において、議案に対して賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いさせていただきます。

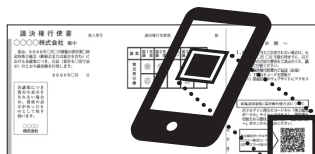
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合には、最後に行われた議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年3月27日(水曜日)午後5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載の株主総会ポータルログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行ウェブサイト(株主総会ポータル) URL
▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。
▶<https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック!

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「株主総会ポータルログインID」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時~21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済につき、欧州はウクライナ戦争の長期化で高インフレが続き金融引き締めが継続、経済活動が停滞しました。中国は米中対立による輸出の停滞と不動産市場の低迷等により成長が鈍化し、かなり深刻です。米国は金融引き締めによりインフレが抑制されつつあり、好調な雇用環境を背景に個人消費を中心に堅調に推移しました。わが国は円安による物価高の影響があるものの、2023年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症になり、旅行や飲食等が回復、インバウンド消費も加わり緩やかに拡大しました。

IT投資については、企業、官公庁/自治体のDX（デジタルトランスフォーメーション）による業務プロセスやビジネスモデルの変革、新たなサービスの創出等により拡大しました。ITの活用は子供から大人まで、様々な生活シーンに及び、同時に情報ネットを利用した犯罪も多くなりました。これの対処には、ユーザー認証、デバイス認証などが必須です。この認証技術は当社が最も得意とするITセキュリティ技術と言えます。その需要は、クラウド化した版も含め、底堅いものがあります。

2022年12月に「安保3文書」が閣議決定されました。国家のサイバーセキュリティの体制強化が（ようやく）議論され、政府主導で動き出しています。当社は、世界のトップクラスの実戦経験者と手を結び、新しい組織を作り、各業界のサイバー対策を支援していく予定です。

このような環境下、当期の当社グループの業績は、売上高19,058百万円(前期比3.5%減)となりました。この売上高の減少は粗利の低い他社製品の販売を抑え、粗利率の高い自社製品/サービスの販売に力を注いだことによるものです。従い、営業利益は2,608百万円（前期比28.1%増）となりました。経常利益は、営業外収益で為替差益128百万円や受取配当金73百万円を計上したこと等により、2,809百万円（前期比27.5%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、1,936百万円（前期比22.0%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

[ITセキュリティ事業]

売上高は17,786百万円（前期比4.2%減）、セグメント利益は3,701百万円（前期比21.3%増）となりました。

前述のようにスポットの他社製商品の販売がなくなり、売上高は減収となりましたが、粗利率の高い自社製品/サービスの増収により、セグメント利益は増益となりました。中でも、高いセキュリティレベルが要求される重要インフラ企業に「Soliton OneGate」が、公共分野に多要素認証で歴史ある製品「SmartOn」の販売が好調でした。サイバーセキュリティでは、海外企業とユニークな連携をし、官公庁や重要インフラ企業への実戦に近いサービスを提案していく方針です。

[映像コミュニケーション事業]

売上高は965百万円（前期比14.1%増）、セグメント損失は16百万円（前期はセグメント損失132百万円）となりました。

「Smart-telecasterシリーズ」について、国内のパブリックセーフティ分野（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）や放送局等へ販売し、売上高は増収、セグメント損失は前年同期比で減少しました。また、クラウド経由で超短遅延/高精細画像をモニターしながら離れた場所にある車両や機械、ロボット等を遠隔監視/操縦する「Zao SDK」の販売を開始しました。福井県永平寺町で国内初となる自動運転レベル4で運行された車両の遠隔監視システムは、この技術の更なるTuningと完成度の向上に寄与しました。一方、建設機械の遠隔操縦の実証実験も始まりました。海外での無人操縦の案件も出始め、納入されたことから、海外での販売活動を一段と強化する計画です。

[Eco 新規事業開発]

売上高は306百万円（前期比11.7%減）、セグメント損失は219百万円（前期はセグメント損失183百万円）となりました。

既存の人感センサーと官公庁向け小型伝送装置を販売しました。人感センサーにつきシステムメーカーの在庫調整の依頼があり、売上高は減収となりました。また、アナログエッジAIの開発は継続していますが、完成が予定より大幅に遅れ、結果、セグメント損失は赤字が拡大しました。このアナログAI素子は極めて意欲的なプロジェクトですが、かなり技術的に難しい部分があります。

なお、2024年1月、JAXA（宇宙航空研究開発機構）開発の小型月着陸実証機SLIM (Smart Lander for Investigating Moon)が月面へのピンポイント着陸に成功しました。SLIMではカ

メラ映像を基に着陸地点を判断する方式を採用しておりますが、そのJAXAが開発したソフトを、当社のこのEcoグループが、宇宙用FPGAに書き込み、回路実装に協力しました。当社は、ピンポイント着陸のキーとなる画像照合航法の実現に貢献出来て、嬉しく、かつ誇りに感じています。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は487百万円で、その主なものは、OA機器・業務用ソフトウェアの購入、販売用ソフトウェアの取得、自社利用ソフトウェアの取得等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 43 期 (2020年12月期)	第 44 期 (2021年12月期)	第 45 期 (2022年12月期)	第 46 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 高 (百万円)	16,457	17,389	19,757	19,058
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,483	1,872	1,587	1,936
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	78.27	101.08	85.74	104.55
総 資 産 (百万円)	16,014	17,305	19,261	22,624
純 資 産 (百万円)	7,032	8,477	9,615	11,131
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	377.64	457.12	518.28	599.90

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
索 利 通 網 絡 系 統 (上 海) 有 限 公 司	3,140千米ドル (380百万円)	100.0%	・通信情報機器・ソフトウェア・映像 伝送システム等の販売 ・ソフトウェアの受託開発

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社1社を含めて、計6社であります。

(4) 対処すべき課題

1. 海外展開を視野に、ユニークな製品、サービスを開発すること。
2. 広報/IRを強化して、企業活動や製品/サービスをわかりやすく発信すること。
3. 刷新した基幹システムをベースに情報系のシステムとの連携を図り、業務の効率化と生産性の向上を図ること。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループは、当社(株式会社ソリトンシステムズ)、その他の関係会社1社、連結子会社6社により構成されております。

当社グループのセグメント別の営業種目及び当社と関係会社の位置付けは次のとおりです。

セグメントの名称	主な営業種目	会社名
I Tセキュリティ	<ul style="list-style-type: none">・情報漏洩対策、認証とアクセス制御、ネットワークの為のセキュリティ対策、サイバーセキュリティ対策などの製品/クラウドサービスの開発・販売・IoTのためのセキュリティ対策と脆弱性検出・企業向けネットワークインテグレーションと運用サービスの提供	当社 索利通網絡系統(上海)有限公司 Soliton Systems, Inc. (株)Sound-FinTech (株)Applause Messages
映像コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none">・モバイル回線による高精細・短遅延の映像伝送システム「Smart-telecasterシリーズ」の開発・販売	当社 Soliton Systems Europe N.V.
Eco 新規事業開発	<ul style="list-style-type: none">・アナログ・デジタル混在半導体デバイスの開発・販売・映像伝送システム等の開発・販売	当社 Y Explorations, Inc.

(注) その他の関係会社の(有)Zen-Noboksは、当社株式の44.3%を所有している資産管理会社であります。当社の事業との取引関係がないため、表から除外しております。

(6) 主要な事業所 (2023年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	名 古 屋 営 業 所	名古屋市中区
J R 新 宿 ミ ラ イ ナ タ ワ ー オ フ ィ ス	東京都新宿区	福 岡 営 業 所	福岡市博多区
開 発 分 室	東京都新宿区	東 北 営 業 所	仙台市青葉区
物 流 倉 庫	東京都江戸川区	長 野 開 発 分 室	長野県長野市
大 阪 営 業 所	大阪市北区	山形総合開発センター	山形県山形市
札 幌 営 業 所	札幌市中央区		

② 子会社

名 称	所 在 地
索 利 通 網 絡 系 統 (上 海) 有 限 公 司	中華人民共和国 上海

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
I T セキュリティ	532 (160) 名	- (4) 名減
映像コミュニケーション	29 (5) 名	1名減 (1) 名減
E c o 新規事業開発	24 (4) 名	- (1) 名増
本社・共通	74 (31) 名	1名増 (2) 名増
合計	659 (200) 名	- (2) 名減

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
626(200) 名	11名増(2名減)	42.7歳	12.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	69百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,738,888株
- ③ 株主数 5,969名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 Z e n - N o b o k s	82,124百株	44.3%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	13,088百株	7.1%
ソ リ ト ン シ ス テ ム ズ 従 業 員 持 株 会	7,261百株	3.9%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,800百株	2.6%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	4,440百株	2.4%
鎌 田 信 夫	3,850百株	2.1%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,600百株	0.9%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	1,406百株	0.8%
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 4 0	1,372百株	0.7%
モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー M U F G 証 券 株 式 会 社	1,315百株	0.7%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,208,987株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鎌 田 信 夫	有限会社Zen-Noboks取締役 索利通ネットワークシステム(上海)有限公司 董事長
取 締 役	鎌 田 理	I Tセキュリティ事業部長
取 締 役	中 谷 昇	L I N Eヤフー株式会社上級執行役員CTSO 株式会社ラック社外取締役 株式会社グラフィアー社外取締役
取 締 役	三 角 育 生	東海大学情報通信学部学部長・教授
取締役(監査等委員)	高 徳 信 男	高德公認会計士事務所 所長
取締役(監査等委員)	加 藤 光 治	北川工業株式会社 社外取締役
取締役(監査等委員)	中 村 修	慶應義塾大学環境情報学部 教授 株式会社ナノオプト・メディア 社外取締役 株式会社インターネット総合研究所 社外取締役

- (注) 1. 2024年1月1日付で、鎌田信夫氏は代表取締役社長から代表取締役会長に就任いたしました。
2. 2024年1月1日付で、鎌田理氏は取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
3. 中谷昇氏、三角育生氏、監査等委員の高徳信男氏、加藤光治氏及び中村修氏は、社外取締役であります。
4. 取締役(監査等委員)高徳信男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、三角育生氏、高徳信男氏、加藤光治氏及び中村修氏について、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施、内部監査を行う内部監査室が監査等委員会と連携して監査活動を行っているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としておりません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を支払限度額500百万円の範囲内において填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成されております。基本報酬部分は、業務に対する各役員が担う役割、責務に応じて決定しております。

業績連動報酬は、客観的な測定が可能な売上高と利益の目標達成率で金額を算定し、年次賞与として支給しております。

経営の監督機能を担う監査等委員である取締役については、それぞれ適切にその役割を担うため、独立性を確保する必要があることから、固定の月例報酬のみを支給し、業績により変動する報酬は支給しておりません。

決議に際しては、あらかじめ取締役会で決議する内容を指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けた上で、取締役会にて決定しております。当事業年度の報酬内容も、当該方針に沿った妥当な決定と判断しております。

役員報酬の限度額については、2020年3月24日開催の第42回定時株主総会決議により、監査等委員でない取締役に対して年額500百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人給与は含まない。）、監査等委員である取締役に対して、年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役4名）であります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	対員象数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	賞与
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (2)	103 (6)	79 (6)	24 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3)	12 (12)	12 (12)	- (-)
合計 （うち社外役員）	7名 (5)	116 (18)	91 (18)	24 (-)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年3月24日開催の第42回定時株主総会において、年額500百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役4名）であります。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年3月24日開催の第42回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 上表の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額24百万円が含まれております。
4. 取締役に対する賞与は業績連動で支給する方針であり、その金額の算定にあたっては、売上高と利益の目標達成率等で決定します。
5. 取締役会は、代表取締役会長鎌田信夫と代表取締役社長鎌田理に対して取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分方法の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性について確認しております。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ニ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役中谷昇氏は、LINEヤフー株式会社の上級執行役員及び株式会社ラックと株式会社グラファーの社外取締役であります。これらの会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役三角育生氏は、東海大学情報通信学部の学部長兼教授であります。東海大学と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役高德信男氏は、高德公認会計士事務所所長であります。高德公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役加藤光治氏は、北川工業株式会社の社外取締役であります。北川工業株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役中村修氏は、慶應義塾大学環境情報学部教授及び株式会社ナノオプト・メディア社外取締役、及び株式会社インターネット総合研究所社外取締役であります。これらの会社等と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 中 谷 昇	2023年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。同氏の豊富な国際経験、及び先端技術の知見を活かして、経営の監督、助言等をいただいております。
取締役 三 角 育 生	2023年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。同氏は日本政府のサイバーセキュリティ政策検討に長年関わっており、当該知見を活かして専門的な観点から経営の監督、助言等をいただいております。
取締役（監査等委員） 高 徳 信 男	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会23回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門の見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 加 藤 光 治	当事業年度に開催された取締役会12回のうち9回に、また、監査等委員会23回のうち22回出席いたしました。会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 中 村 修	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会23回の全てに出席いたしました。大学教授として当業界に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて検証したうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行いました。

⑤ 当社の重要な子会社である索利通ネットワークシステム（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法及び金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、行動規範を定め、当社のみならずグループの社員等にこれを周知徹底すべくホームページに公表するとともに、取締役及び執行役員は法令及び倫理規範の順守を率先垂範する。
 - ・コンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、社外取締役制度を採用し、意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高める。
 - ・内部監査部門として内部監査室を設置し、当社全部門及びグループの業務プロセス及び業務全般の適正性等について内部監査を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書については文書管理及び保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切に保存・管理し必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業構成や事業運営に関わる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発・知的財産など技術競争力に関するリスク等は、関連する社内規定に基づき、取締役会、経営会議において管理し、必要な都度対策する。また製品の品質・欠陥や環境・災害・安全に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・輸出管理法・下請法などコンプライアンスに関するリスクなどについてはコンプライアンス委員会、及び総務部において重要リスクの洗い出しを行い、対策を講じる。万一不測の事態が発生した場合は、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し損害を最小限に止め事業継続体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の重要事項は毎月の取締役会で討議・決定し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、討議・決定する。また、業務執行最高責任者である代表取締役社長に対して適切な助言を行うことを目的に、執行役員及び各部門の責任者から構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行事項についての方向性や方針の確認を行う。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ・当社が定める関係会社管理規程及び当社と子会社との間で個別に締結される管理契約等において、子会社の経營業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
 - ・定期的または必要に応じて、当社及び子会社の取締役が出席する役員会を開催し、子会社において重要な事項が発生した場合には、子会社に対し当社へ報告することを義務付ける。
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス規程においてリスクごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・グループのコンプライアンス委員会において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対策を審議する。
 - ・不測の事態や危機の発生時にグループの事業継続を図るための計画を策定し、当社及び子会社の役員及び社員等に周知徹底する。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
 - ・グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、これに準拠した体制を構築する。
- ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンス規程を作成し、当社グループの全ての役員及び社員等に周知徹底する。
 - ・グループにおいては、各子会社に、規模や業態に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する。
 - ・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき内部監査を実施する。
 - ・グループの役員及び社員等が直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを当社内に整備する。

⑥ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員の職務を補助すべきスタッフは、監査等委員の指揮命令に従わなければならない。

⑦ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社に報告するための体制

- ・グループの役員及び社員等は、当社取締役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・グループの役員及び社員等は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、これを発見次第、ただちに当社に報告する。
- ・監査等委員会事務局は、定期的に監査等委員である当社取締役に対する報告会を実施し、グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ・グループの内部通報制度の担当部署は、グループの役員及び社員等からの内部通報状況について、定期的に当社に報告する。

⑧ コンプライアンス違反に関する事項を報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び社員等に周知する。

⑨ 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方・整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体に対し、社会常識と正義感を持ち、毅然とした対応で臨み、一切の関係を持たないことを基本的な方針としております。反社会勢力に対する統括部門を定め、必要に応じて警察や顧問弁護士、その他外部の専門機関と連携し、反社会勢力と対応する体制をとる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運営状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点については、是正措置を行い、以下の通り、より適切な内部統制システムの運用に努めます。

① コンプライアンス

当社は、当社及び子会社において、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。社員に対してコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関する意識・行動、コンプライアンス違反リスクの予防体制、内部通報制度の運用などの周知徹底を図る。また、社内にコンプライアンス・ホットラインを設置し、その通報先は、外部弁護士事務所及び社内窓口の総務部長と人事部長に設定しております。コンプライアンスの報告、内部通報報告、利益相反に関する報告は、取締役会で行なわれております。

② リスク管理体制

当社は、当社及び子会社が被る損失または不利益を最小限とするためにコンプライアンス委員会及び総務部において重要リスクの洗い出しを行い対策を講じることとしております。万一不測の事態が生じた場合には、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し、損害を最小限に止める事業継続体制を整えることとしております。

③ 監査等委員の監査体制

当社の監査等委員は、毎月監査等委員会を定時ないし臨時に開催して情報交換を行うとともに、適宜グループの役員及び社員に対し業務執行にかかる事項について報告を求め、監査の実効性の向上を図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針に、株主配当の充実を図りたいと考えております。

当事業年度の期末配当については、2024年2月14日開催の取締役会において、1株につき14.00円と決議させていただきました。なお、配当金の支払開始日は、2024年3月29日といたしております。

内部留保資金につきましては、より強固な経営基盤作りを目指すとともに、新製品と新サービス創出のための開発投資及びグローバル展開のための原資に充てる予定です。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	19,952	流動負債	11,402
現金及び預金	13,394	支払手形及び買掛金	883
受取手形	2	短期借入金	69
電子記録債権	1,076	リース債務	21
売掛金	2,655	未払金	525
契約資産	19	未払法人税等	930
リース投資資産	65	契約負債	7,881
商品及び製品	751	賞与引当金	656
仕掛品	54	役員賞与引当金	24
原材料及び貯蔵品	59	その他	408
前払費用	1,524		
その他	373	固定負債	90
貸倒引当金	△23	リース債務	43
固定資産	2,672	その他	47
有形固定資産	684		
建物及び構築物	358	負債合計	11,493
車両運搬具	2		
工具器具備品	138	純資産の部	
土地	184	株主資本	11,253
無形固定資産	583	資本金	1,326
ソフトウェア	337	資本剰余金	1,404
ソフトウェア仮勘定	230	利益剰余金	9,844
その他	14	自己株式	△1,322
投資その他の資産	1,404	その他の包括利益累計額	△136
投資有価証券	97	その他有価証券評価差額金	14
差入保証金	472	為替換算調整勘定	△150
繰延税金資産	350	非支配株主持分	15
その他	483		
貸倒引当金	△0	純資産合計	11,131
資産合計	22,624	負債・純資産合計	22,624

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	19,058
売上原価	10,497
売上総利益	8,561
販売費及び一般管理費	5,952
営業利益	2,608
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	73
為替差益	128
助成金収入	19
貸倒引当金戻入額	0
その他	21
営業外費用	
支払利息	0
固定資産除却損	12
投資事業組合運用損	30
経常利益	44
特別利益	2,809
固定資産売却益	30
債務免除益	24
特別損失	
減損損失	5
ソフトウェア除却損	19
投資有価証券評価損	2
事業構造改善費用	29
税金等調整前当期純利益	56
法人税、住民税及び事業税	929
法人税等調整額	△54
当期純利益	874
非支配株主に帰属する当期純損失	1,934
親会社株主に帰属する当期純利益	△2
	1,936

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年1月1日残高	1,326	1,403	8,241	△1,333	9,637
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△333		△333
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,936		1,936
自己株式の処分		1		10	11
株主資本以外の 項目の連結会計年度中の 変動額(純額)					-
連結会計年度中の 変動額合計	-	1	1,603	10	1,615
2023年12月31日残高	1,326	1,404	9,844	△1,322	11,253

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
2023年1月1日残高	10	△49	△39	16	9,615
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△333
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,936
自己株式の処分					11
株主資本以外の 項目の連結会計年度中の 変動額(純額)	3	△101	△97	△1	△99
連結会計年度中の 変動額合計	3	△101	△97	△1	1,516
2023年12月31日残高	14	△150	△136	15	11,131

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	19,650	流動負債	11,086
現金及び預金	13,282	買掛金	843
受取手形	2	リース債務	21
電子記録債権	1,076	未払金	527
売掛金	2,573	未払費用	280
契約資産	19	未払法人税等	930
リース投資資産	65	契約負債	7,735
商品及び製品	747	賞与引当金	652
仕掛品	54	役員賞与引当金	24
原材料及び貯蔵品	59	その他	69
前渡金	43	固定負債	54
前払費用	1,460	リース債務	43
関係会社短期貸付金	1,272	その他	10
その他の金	261	負債合計	11,140
貸倒引当金	△1,267	純資産の部	
固定資産	2,632	株主資本	11,128
有形固定資産	576	資本金	1,326
建物	315	資本剰余金	1,404
車両運搬具	2	資本準備金	1,247
工具、器具及び備品	135	その他資本剰余金	156
土地	122	利益剰余金	9,720
無形固定資産	580	利益準備金	95
ソフトウェア	334	その他利益剰余金	9,624
ソフトウェア仮勘定	230	繰越利益剰余金	9,624
電話加入権	14	自己株式	△1,322
投資その他の資産	1,475	評価・換算差額等	14
投資有価証券	59	その他有価証券評価差額金	14
子会社株式	6	純資産合計	11,142
出資金	409	負債・純資産合計	22,283
関係会社出資金	107		
破産更生債権等	0		
長期前払費用	73		
差入保証金	469		
繰延税金資産	348		
貸倒引当金	△0		
資産合計	22,283		

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		18,275
売上原価		9,977
売上総利益		8,298
販売費及び一般管理費		5,475
営業利益		2,822
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	73	
為替差益	129	
助成金の収入	19	
その他	21	255
営業外費用		
固定資産除却損	12	
貸倒引当金繰入額	280	
投資事業組合運用損	30	323
経常利益		2,755
特別利益		
固定資産売却益	30	
債務免除益	24	55
特別損失		
減損損失	2	
ソフトウェア等除却損	19	
投資有価証券評価損	2	
関係会社出資金評価損	52	76
税引前当期純利益		2,733
法人税、住民税及び事業税	927	
法人税等調整額	△54	872
当期純利益		1,861

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2023年1月1日残高	1,326	1,247	155	1,403	95	8,097	8,192	△1,333	9,589
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△333	△333		△333
当期純利益						1,861	1,861		1,861
自己株式の処分			1	1				10	11
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	1	1	－	1,527	1,527	10	1,539
2023年12月31日残高	1,326	1,247	156	1,404	95	9,624	9,720	△1,322	11,128

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年1月1日残高	10	10	9,599
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△333
当期純利益			1,861
自己株式の処分			11
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	3	3	3
事業年度中の変動額合計	3	3	1,543
2023年12月31日残高	14	14	11,142

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

株式会社 ソリトンシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原山 精一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソリトンシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

株式会社 ソリトンシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原山 精一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの2023年1月1日から2023年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討

すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告

書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

株式会社ソリトンシステムズ 監査等委員会

監査等委員 高德信男 ㊟

監査等委員 加藤光治 ㊟

監査等委員 中村 修 ㊟

(注) 監査等委員 高德信男、加藤光治及び中村修は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名報酬委員会の答申を経ております。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	かまた のぶお 鎌田 信夫 1940年11月13日	1972年4月 東京工業大学応用物理、電磁物性研究室研究員 1973年9月 インテルジャパン(株) (現インテル(株)) 入社 1979年3月 当社設立 代表取締役社長 1982年12月 九州工業大学 非常勤講師 2024年1月 代表取締役会長 (現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 有限会社 Zen-Noboks 取締役 索利通ネットワークシステム(上海)有限公司 董事長	385,000株
	<p>【選任理由】 鎌田信夫氏を取締役候補者とした理由は、当社の創立より代表取締役社長として強力なリーダーシップにより経営戦略を推進し、今後も当社の継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	かまた おさむ 鎌田 理 1970年5月30日	1994年4月 日本オラクル(株) 入社 2008年12月 同社 オラクルダイレクト テクニカルサービス 部 シニアディレクター 2018年6月 同社 オラクルデジタルソリューション第一部 シニアディレクター 2019年3月 当社非常勤取締役 2021年3月 当社入社 取締役 ITセキュリティ営業統括本部長 2022年4月 ITセキュリティ事業部長 (現任) 2024年1月 代表取締役社長 (現任) (現在に至る)	70,000株
【選任理由】 鎌田理氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたりIT事業に従事し豊富な経験・実績・見識を有することから、当社の事業経営についての提言を期待しているためです。今後も当社の事業経営を推進し、継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	なかたに のぼる 中谷 昇 1969年1月29日	2007年7月 INTERPOL (国際刑事警察機構) 経済ハイテク犯罪課長 2008年9月 INTERPOL情報システム・技術局長 2012年4月 INTERPOL Global Complex for Innovation (IGCI) 総局長 2019年4月 ヤフー(株) 執行役員 2019年6月 日本IT団体連盟 常務理事 (現任) 2019年7月 日本サイバー犯罪対策センター理事 (現任) 2019年10月 Zホールディングス(株) 執行役員 2020年6月 (株)ラック社外取締役 (現任) 2020年10月 Zホールディングス(株) 常務執行役員 2023年3月 当社社外取締役 (現任) 2023年10月 L I N E ヤフー(株) 上級執行役員CTSO (現任) 2023年11月 (株)グラファー社外取締役 (現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) L I N E ヤフー(株) 上級執行役員CTSO (株)ラック社外取締役 (株)グラファー社外取締役	一株
【選任理由及び期待される役割】 中谷昇氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の法執行機関時代のサイバー犯罪対策に取り組む豊富な国際経験、及び先端技術の動向を踏まえた経営判断は、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	みすみ いくお 三角 育生 1962年10月9日	<p>2005年6月 (独)情報処理推進機構セキュリティセンター長 2007年6月 経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政室長 2009年7月 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課長 2012年6月 内閣官房内閣参事官 (内閣サイバーセキュリティセンター等) 2016年6月 内閣官房内閣審議官 (NISC副センター長) 2018年8月 経済産業省サイバーセキュリティ・情報化審議官 2020年11月 (一財)高度技術社会推進協会調査役 (東京都) 2021年9月 デジタル庁セキュリティストラテジスト (非常勤) (現任) 2022年4月 東海大学情報通信学部学部長・教授 (現任) 2023年3月 当社社外取締役 (現任) (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東海大学情報通信学部学部長・教授</p>	一株
<p>【選任理由及び期待される役割】 三角育生氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が日本政府における長年のサイバーセキュリティ政策に関する豊富な知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 鎌田理氏は、当社代表取締役会長鎌田信夫氏の二親等以内の親族であります。
2. 候補者4名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 中谷昇氏及び三角育生氏は、社外取締役候補者であります。
4. 中谷昇氏及び三角育生氏は、現在、当社の社外取締役であります。両者の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両名とも1年となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を支払限度額500百万円の範囲内において填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は三角育生氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。指名報酬委員会の答申を踏まえて、改めて監査等委員である取締役3名（うち1名は新任）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たかたくのぶお 高德 信男 1959年10月16日	1983年4月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入社 1988年1月 監査法人新橋会計社（現ひびき監査法人）入社 1993年6月 高德公認会計士事務所設立 所長（現任） 1997年6月 当社社外監査役（2011年6月退任） 2012年6月 当社社外監査役（2016年3月退任） 2020年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （現在に至る） （重要な兼職の状況） 高德公認会計士事務所 所長	1,200株
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>高德信男氏を社外取締役候補者とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から当社の経営を監視していただくとともに、長年の公認会計士事務所経営を含めた経験から経営全般において助言を頂戴することでコーポレートガバナンスの強化を期待しているためです。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	なかむら おさむ 中村 修 1959年12月1日	1997年4月 慶應義塾大学環境情報学部 専任講師 2000年4月 同大学環境情報学部 助教授 2006年4月 同大学環境情報学部 教授(現任) 2010年6月 (株)ナノオプト・メディア 社外取締役(現任) 2011年6月 (株)インターネット総合研究所 社外取締役(現任) 2015年12月 当社仮監査役 2016年3月 当社社外取締役(2020年3月退任) 2020年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 慶應義塾大学環境情報学部 教授 (株)ノオプト・メディア 社外取締役 (株)インターネット総合研究所 社外取締役	-
【選任理由及び期待される役割の概要】 中村修氏を社外取締役候補者とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏は、大学教授として当業界に精通しており、その豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待しているためです。			

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	飯塚 久夫 1948年2月18日 (新任)	1999年7月 NTTコミュニケーションズ(株) 取締役 2002年7月 NTTコミュニケーションズ(株) 常務取締役 2005年6月 NTTラーニングシステムズ(株) 代表取締役社長 2007年6月 NECビッグロープ(株)代表取締役社長 2011年4月 日本データ通信協会テレコム・アイザック (現ICT-ISAC) 推進会議会長 2011年10月 国立大学法人東京工業大学 理事・副学長 東京工業大学博物館 館長 2013年4月 東京工業大学 客員教授 2013年7月 (株)ぐるなび 取締役副社長 2014年4月 一般社団法人日本アルゼンチンタンゴ連盟 代表理事会長 (現任) 2019年12月 一般社団法人 量子ICTフォーラム 総務理事 (現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本アルゼンチンタンゴ連盟 代表理事会長 一般社団法人 量子ICTフォーラム 総務理事	-
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 飯塚久夫氏を社外取締役候補者とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏は、当社と同じ情報通信業界を中心に複数の会社及び団体で代表を歴任しており、その経験を生かした指導、助言で当社のコーポレートガバナンスの強化に尽力していただけるものと判断、期待しているためです。</p>			

- (注) 1. 候補者3名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高徳信男氏、中村修氏及び飯塚久夫氏は社外取締役候補者であります。
3. 高徳信男、中村修の2氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任年数は、は本総会の終結の時をもって4年になります。
なお、当社は2020年3月24日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しておりますが、中村修氏は移行時において社外取締役でありました。同氏の移行時における社外取締役としての在任期間は4年です。
4. 当社は高徳信男氏、及び中村修氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、高徳信男氏及び中村修氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、飯塚久夫氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を支払限度額500百万円の範囲内において填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者と

なります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 高德信男氏及び中村修氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。また、新任候補者の飯塚久夫氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

[ご参考]

取締役候補者及び取締役（監査等委員）の専門性と経験

[スキル・マトリックス]

氏名	企業経営	営業企画	技術開発	国際性	リスク管理	財務会計
鎌田 信夫	●	●	●	●		
鎌田 理		●	●		●	
中谷 昇 (社外)			●	●	●	
三角 育生 (社外)			●		●	
高德 信男 (社外)					●	●
中村 修 (社外)	●	●	●	●		
飯塚 久夫 (社外)	●		●	●	●	●

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を選任しております。2022年3月24日開催の第44回定時株主総会において選任されました佐藤英明氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、指名報酬委員会の答申を踏まえて、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

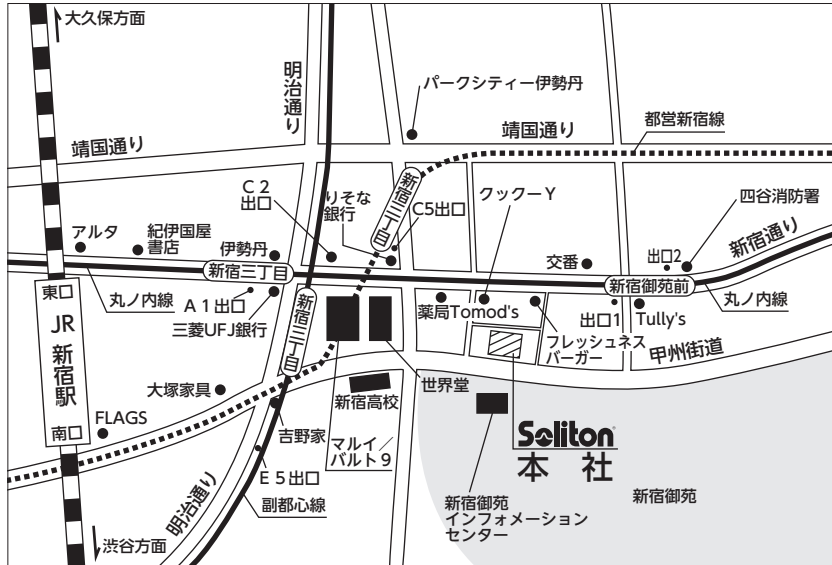
ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
さとう ひであき 佐藤 英明 1959年10月16日	1970年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 2003年6月 NTTビジネスアソシエ株式会社 代表取締役常務 2004年6月 NTT東京電話帳株式会社 代表取締役社長 2009年6月 NTTコミュニケーションズ株式会社 常勤監査役 2013年7月 株式会社イセトー 顧問（現任） 2016年3月 当社社外監査役（現在に至る）	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>佐藤英明氏を補欠の社外取締役候補者とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、会社役員を経験され、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の経営を監視していただくとともに、経営全般において助言を頂戴することでコーポレートガバナンスの強化を期待しているためです。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤英明氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、佐藤英明氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を支払限度額500百万円の範囲内において填補することとしております。佐藤英明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 佐藤英明氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区新宿二丁目4番3号
株式会社ソリトンシステムズ
本社 7階セミナールーム
TEL 03-5360-3801



交通○東京メトロ丸ノ内線、副都心線

「新宿三丁目」下車 (A1出口) 徒歩4分

「新宿御苑前」下車 (1番出口) 徒歩3分

○都営新宿線

「新宿三丁目」下車 (C5出口) 徒歩3分

○JR山手線

「新宿」南口下車 徒歩8分

(注) 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。

